

「話題の映画に行ってきました！」上岡

先日、今あちこちで話題の映画「鬼滅の刃 無限列車編」を鑑賞してきました。

私が行った映画館では、マスク着用、入場前の検温、消毒。座席の販売は、前後左右1つ間隔を空けて（収容率50%）、飲食OK。全席販売（収容率100%）の場合は飲食禁止。入場前のフロアでも入場後なるべく会話を控える主旨の放送。映画が始まる前の色々な予告編の中にも、ドラえもんたちが新しい映画鑑賞マナーを教えてくれる子供にもわかりやすい映像があったり。映画館での映画鑑賞においても「新しい映画様式」を取り入れて、安全に映画鑑賞ができるよう取り組まれているように感じました。まだまだコロナ禍ですが、自分でも出来る限りの対策をしつつ娯楽も楽しんでいけたらと思います。子供の引率での今回の映画鑑賞。どうやら残虐らしい(苦手☆)。ねずこカワイイ♪その程度の前情報での鑑賞でしたが…とっても面白かったです！ラストまで入り込んで、アツという間の時間でした！原作の漫画全巻大人買いするか迷い中です ^o^



今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【サーキュラーエコノミー】

従来の社会経済の中で十分に活用されることなく廃棄されていたものを、新たな資源として社会の中で循環させるための経済の仕組みのこと。2015年に欧州委員会が成長戦略達成のために発表した循環経済パッケージが背景にある。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の「直線型経済」から、廃棄を抑えたりサイクル・再生産・シェアリングなどで資源を循環させる「循環型経済」への世界的な取り組みが大いに期待されている。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【生命保険の契約者変更に関する税金】

「子どもに掛けていた生命保険の契約者を親である私から本人に変更しようと考えています。保険料はずっと私が支払ってきましたが、変更するとこれまでの分に税金はかかるのでしょうか」という質問がありました。子どもの就職や結婚を機に生命保険の契約内容を見直すことは多いで



しょう。生命保険を契約する際は、契約者（保険料の負担者）・被保険者・受取人を指定します。このうち契約者と受取人は途中で変更することができます。保険契約の期間中に契約者を変更した場合、この時点では保険金の支払いは発生していないため、それまで支払ってきた保険料を新たな契約者に贈与した

ことにはならず税金はかかりません。しかし、その後解約返戻金や満期返戻金、死亡保険金などを受け取る場合には税金の対象となります。生命保険は契約者・被保険者・受取人の関係性で受け取ったときの税金の種類が変わります。それは「誰が保険料を支払っていたのか」によって相続税や贈与税などがかかる場合があるということです。満期を迎えて子どもが保険金を受け取った場合は、親であるあなたが負担した部分は贈与税、子ども自身が負担した部分は所得税の対象となります。当然ですが、それぞれの税金の基礎控除額を超えたときには契約者である子ども自身が申告して納税する必要があります。

今を生きる 先人の言葉

すべからず
好転する

インド独立の父であるマハトマ・ガンディーの言葉。過去にも幾多の試練はあった。だが、今ここにいるのはそれら乗り越えてきたからだ。自分を信じよう。